

第 10 回
台東区基本構想策定審議会

日時 平成 3 0 年 7 月 1 9 日
会場 1 0 0 2 会議室

台東区企画課

○出席者 (27人)

会長	懸田 豊	副会長	吉川 徹
委員	安島 博幸	委員	片山 泰輔
委員	山谷 修作	委員	有村 久春
委員	宮崎 牧子	委員	西 智子
委員	伊藤 正次	委員	太田 雅久
委員	小坂 義久	委員	早川 太郎
委員	秋間 洋	委員	石塚 麻梨子
委員	河野 雄太	委員	成田 多恵子
委員	守屋 有晶	委員	山藤 弘子
委員	早津 司朗	委員	二木 忠男
委員	富士 滋美	委員	安倍 智
委員	佐々木 聡	委員	牧田 としみ
委員	野坂 羊子	委員	峯岸 由美子
委員	石原 喬子		

○欠席者 (3人)

委員	本目 さよ	委員	黒田 収
委員	小田切 満寿雄		

○事務局

企画財政部長	佐藤 徳久
企画課長	前田 幹生
経営改革担当課長	福田 健一
財政課長	酒井 まり
情報システム課長	飯田 辰徳

(午後7時00分 開会)

1. 開会

○事務局

皆さま、こんばんは。定刻になりましたので、会長進行のほうをよろしく申し上げます。

○会長

皆さん、こんばんは。第10回の審議会ですが、中間答申を終え、いよいよ最終答申へ向けて皆様方のご議論をいただきたいと思っています。それでは、開会に際しまして、本日の配布資料および出席状況につきまして、事務局から報告をよろしく申し上げます。

○事務局

—事務局より配布資料ならびに委員出席状況の説明—

○会長

ありがとうございました。それでは本日の審議会への傍聴希望者について、状況はいかがでしょうか。

○事務局

—事務局より本日の傍聴希望者について説明—

○会長

現在いらっしゃいませんが、お見えになりましたら許可するというのでよろしく申し上げます。それでは議題に沿って審議を進めていきたいと思っております。

2. 議題 1. 諮問事項について

○会長

本日の基本構想策定審議会答申案についてのご議論は、(1) 諮問事項について、(2) 台東区基本構想案について、(3) 施策の方向性案についてとなります。(1)、(2) については確認となり、本日は特に(3) 施策の方向性案についてご議論いただきたいと思っています。それではまず、諮問事項についてご説明いただけますか。

○事務局

—事務局より配布資料 1 「諮問事項について」について説明—

○会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご質問ありますか。

(質問・意見等なし)

3. 議題2. 台東区基本構想案について

○会長

それでは議題の(2)です。基本構想案についてご説明をお願いします。

○事務局

—事務局より配布資料2「台東区基本構想案について」について説明—

○会長

ありがとうございました。パブリックコメント、議会報告結果、そして庁内での議論を踏まえた、中間答申からの修正についてお示しいただきました。この修正案につきまして、何かご意見ありますか。

(質問・意見等なし)

○会長

よろしいでしょうか。それぞれ字句の修正が中心になっていますので、これで行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

4. 議題3. 施策の方向性案について

○会長

それでは(3)の施策の方向性案についてご説明いただけますか。

○事務局

一事務局より配布資料3-1「施策の方向性の考え方について」、配布資料3-2「施策の方向性案」の基本目標1について説明—

○会長

ありがとうございました。それでは、基本目標1「あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現」という目標に対しての、施策の方向性はいかがでしょうか。

○委員

以前施策の方向性が一回出ましたけれども、それに比べて今回の方向性はとても整理されていて、良くなっているというのが素直な感想です。その中で幾つか意見として言わせていただきたいです。

まず2ページ、子育て分野の丸の2個目、「多様で質の高い保育サービスの展開」ですが、「多様で」という文言がある割には、その説明文の中で多様についての記載がないかなというのが感想です。例えば、「保育を必要とする人がサービスを受けることができるよう」の前に、「ニーズに合った多様なサービスを受けることができるよう」や、「ニーズに合った必要なサービスを受けることができるよう」というような文言が入っていたほうが、より良いのかな、というのが1つ目の意見です。

もう1つは、2ページの最後の「子供の育ちを地域で支える環境づくり」というところにおそらく入るかと思うのですが、「子供の居場所づくり」が今後とても重要な課題になってくるのかと思っています。これは、確か審議会の中でもお話が出たような気がします。「子育て支援などを」、という文言でくくっているのかもしれないですが、中高生の居場所づくりを含めて、ここ10年の中ではとても大事な施策になってくるのかなと思っています。文言として入れるかどうかは別として、しっかりと対応を取っていただきたいという要望です。

○事務局

1点目の、「多様で」という部分につきましては、ご指摘を踏まえて検討させていただければと思います。

それから2点目の子供の居場所づくりにつきましては、取り組みとしましては委員ご指摘のとおり、4つ目の丸の「子供の育ちを地域で支える環境づくり」の中で想定をしています。ただ、ご指摘いただいた内容につきましては大事な視点ですので、引き続き検討してま

いりたいと考えています。

○委員

同じ場所で、文言として現在問題になっているのは待機児童の解消です。「待機児童の解消」という文言を入れていただきたいと思います。

それから、「多様な」というのは、「子供を学校で預かる」、あるいは「その後を預かる」など、色々な預かりがあります。その具体的な内容について、お母さんたちは知っているけれども、意外と区民の方は知らないのではないかと思います。今色々な受け入れ体制を区は工夫してつくっているのですが、その文言が1つもないので入れていただきたいと思います。

○事務局

ただいま説明申し上げた資料は「施策の方向性」です。この後、より具体的にこの施策を実現する内容を定める「行政計画」という計画がありますので、いただいた意見を踏まえて長期総合計画と行政計画の中で検討してまいりたいと思います。

○委員

同じところで申し訳ないのですが、保育所などの整備という箱ものも良いのですが、今大変なのが保育士や保育所の定員など人の問題なので、「人材の確保」「育成」なども文言として入れていただくのが良いと思います。

○事務局

今日の時点では色々なご意見を頂戴できればと思っています。いただいたご意見を踏まえて、また再度検討してまいりたいと思います。

○委員

委員からご意見があったところは、全くそのとおりだと思います。この施策の方向性については、保育を支える人材もそうですけれども、やはり「待機児童の解消」を入れないのは問題があるのではないかと思います。確かに区が認める待機児童というのは、この3年間を見ると、240人、227人、183人と減っています。しかし、保育を申請しながら希望園に入園できない方というのは、473人、549人、578人と増え続けていて、いわゆる隠れ待機児童というのは、台東区は233人、322人、395人と増え続けています。これが本当に子供にとって幸せな状況なのか考えてしまいます。国の基準での待機児童数でいえば若干減少傾向にあるけれども、実態としては、保護者の根本的なニーズがむしろ満たされていないという方向に台東区はなっています。この現実をしっかりと踏まえるためにも、「待機児童をなくす」ということは大命題であり、保育の質・保育士の確保と合わせて、この問題を明確に

するべきだろうと思います。

○会長

2人から指摘がありました。事務局でぜひご検討いただきたいと思います。

○委員

もう1つ、多様な保育ということで、ここに書くべきことかどうか分からないですが、病児保育・病後児保育というニーズもあります。実際に病児保育・病後児保育をやろうとすると、非常に医療機関側の負担が大きいです。人材、看護師を必ず確保しておかなければいけないなど、とても1医療機関ではコストに見合わないようなことなので、病児保育・病後児保育という観点も考えの中に入れていただければと思います。

○委員

「多様で質の高い保育サービスの展開」で、サービスという言葉は今まで方向性の中に出てきていません。サービスという言葉はこれまで、「量的拡大」、「子育て世代に何かを提供する」ということに使われがちだったので、あえてここでサービスという言葉を出すのが適切かどうか、若干違和感があります。今までずっと検討してきたときは、多様なニーズに対応する保育の展開、質の向上などのようなかたちで、多様性の何種類かは出てきていますけれども、そういうところで検討してきたかなと思います。サービスという一言でまとめてしまうことを少しご検討いただければと思います。

○事務局

現行の長期総合計画では、「多様な保育サービスの展開」という施策もありますが、今回の審議会での議論を踏まえて、また改めてその辺は考えてまいりたいと思います。

○委員

4ページの、最初の2つですけれども、これは少し整理がされていないと思います。1番上の施策に「学んだ成果を活かせる生涯学習の推進」と書いてありながら、最初の2行はどちらかというと環境を整える話ではないかと思います。一部、次の「生涯学習環境の整備」と「図書館機能」のところなど重複している感じがあるので、環境の整備を1番目に書いて、次の項目として、そこで学んだ人が成果を活かせる整理したほうが分かりやすいのではないかと思います。書いてあること、指摘してある内容自体は良いことですが、この整理の仕方が少し分かりにくいと思いました。

それから次のスポーツのところも、2つの項目が若干重複する感じがします。「スポーツのできる環境の整備」に「誰もがいつでも」と書いてあります。上のほうは、「障害の有無にかかわらず」と書いてあるのですが、少しここも両方の項目に重複感があって、まずは環

境、インフラ的な整備をして、それから特出しで特に配慮が必要な人へのソフト的な施策をするというような書き方に整理していく方が、まとまりは良いと思います。

○事務局

こちらでも事務局としても少し悩んだところですが、今のご指摘を踏まえて、整理ができるかどうかも含めて検討させていただきます。

○委員

まず2ページですけれども、丸の3番目、「配慮を要する子供」のところですが、2行目に、「障害を抱える子供」とありますが、「抱える」という言葉は違和感があります。このところは、「障害のある子供」が良いと思います。人権上、「抱える」というのは適切ではないと思います。

2点目は3ページのところの二つ目の丸の2行目で、「児童・生徒の学力向上と健やかな体づくり」とありますが、このところは一般的に「学力」という言葉が出てきたら、「心」と「体」が続いてくるわけです。文言の整理は後でお願いするとして、「学力の向上および健やかな心と体」など、「心」をぜひ入れてほしいと思います。余計なことですが、学校教育においては道徳の教科化がありまして、台東区の先生方が頑張っていると思います。これからの社会に続きますのでお願いしたいです。

3点目は、その下の、「児童・生徒の状況に応じた支援」の2行目のところです。「いじめの未然防止・早期発見」なのですが、ここは大事なことを指摘していただいていると思うのですが、いじめの早期発見があったら、必ずその後に「指導・援助」など対応が必要となります。ですから、「整備をし、その指導援助を継続的に行う」などのように連続させていただければと思います。今具体的な文言を指摘できませんけれども、「指導・援助」や「対応」という言葉でまとめていただくとありがたいと思います。

それからもう1点は教えていただきたいのですが、4ページです。この文言を読んで気付いたのですけれども、最初の丸のところに、「子供から高齢者まで」という言い方があります。先ほどご提案のあった別紙4の基本構想案のところでもこれは成文化されているわけですが、3ページのところの下から4行目に、「子供からお年寄りまで」と表現されています。お年寄りという言い方と高齢者というのは同じなのか違うのか、あるいは高齢者という言葉が良いのか。お年寄りという言い方には違和感があり、使うべきではない言葉であると別の会議で聞いたことがありまして、その辺りをどのようにしたら良いと考えられているでしょうか。

○事務局

改めて事務局で確認をさせていただいて、今の基本構想案も含めて、合わせて検討してまいります。

○委員

2つお尋ねしたいのですが、4ページの下のスポーツに関する2つの項目で使っているスポーツに親しむ「機会」という言葉と、その次の「環境」という言葉はどういうイメージですか。

それからもう1つ、「人材の育成などを推進していく必要があります」、というところの、「など」というところが何を意味しているのか、2つお尋ねしたいと思います。

○事務局

まず、「など」のほうからお答えさせていただきます。これは施策の方向性でありまして、その中で主な取り組みを書かせていただいています。全ての取り組みをこちらに記載することはなかなかできないということと、今後10年間取り組んでいく主な取り組みについて触れているというところで、施策の広がりを持たせるために、全て最後に、「など」を付けて締めくくっているという文章構成になっています。

最初の質問に戻らせていただきますと、まず3つ目の丸の「機会の提供」ですが、イメージとしては例えば区でやっています幼児運動教室のような教室に参加していただくような機会、それから例えば、アスリートが実際に競技をするようなところを見せて、そういったものに触れる機会を設けるなど、そういったイメージの「機会」となります。「環境の整備」については、施設の整備、施設の改修など、どちらかというところハード面に近い感じで整理させていただいております。

○会長

一般的に環境というところのような機会なども含まれるということなので、環境というのがハードな側面だけを指摘なさっているのかどうか、明確な表現を心掛けていただければと思います。

○委員

3ページのところが教育分野ということなので、学校や園などに関係するものが多いだろうということは承知していますが、最初の文章のところ、「学校、家庭、地域の信頼と支え合いの中で」とあるので、少しこの部分に、子育て支援のところにもあるような、「地域」などといった関係の文言が少しあったほうがよいと感じています。児童たちに対しても放課後の居場所などで、地域との関わりというものが学校以外の部分でもこれから増えてくるだろうと思われまますので、何かそういったニュアンスの文言を入れていただければありがたいと思います。

○委員

たくさん施策の方向性を出していただきありがとうございます。10年の期間で進めていく具体的な議論から、再度また戻してしまい申し訳ないのですが、基本構想の基本目標1の、「あらゆる世代」という表現が気になります。例えば、施策の方向性の教育分野、3つ目の丸の、「外国人や特別な教育的配慮を必要とする児童」などは、生涯教育分野として良いかと思うのですが、こうした支援は世代区切りで充実していくものではないと感じます。施策を色々出していただき、もう一度基本目標1を見たときに、このタイトルだけでは生涯教育的な分野のことだけなのかと勘違いをしてしまう可能性があると思います。先ほど障害を抱えている方などという話も出ましたので、世代区切りなど区別なく、条件を付けず、隔たりなく、制約なくあらゆる人たちが成長していけるまちを目指したほうが良いのではないかと思いますので、「あらゆる世代」としないほうが良いかと思います。例えば、「あらゆる人々」「誰もが」など、子育てではなくて、お子さんをお持ちではない方もいらっしゃると思いますし、障害をお持ちの方、国籍の違う方、隔たりなく成長して輝けるまちという、具体的な内容から基本目標をもう1回考えたほうが全部網羅できるのではないかと感じました。私はこちらに住んで、区民として子育てさせていただいていますが、まちが輝くというよりも、区の一人ひとりが主役と考え、一人ひとりがこのまちで輝いて、どのような人も制約なく、「輝けるまち」のほうが良いと感じます。また議論が戻ってしまうように申し訳ないのですが、もし考えることができるようだったら、「世代」という文言を検討してほしいと思いました。

○会長

「世代」というのが、おっしゃるとおりそれぞれの世代の中で、お子さんもいらっしゃるし、障害をお持ちの方も、外国の方もいらっしゃる、それぞれの世代で区切ったときに、多様な方々が含まれているという意味で、「世代」という言葉が使われたのだろうと思いますけれども、事務局のお考えはいかがでしょうか。

○事務局

会長からもお話がありましたとおり、世代を区切るという意味でこちらの「世代」を使ったというつもりは正直ございません。それから、まちが輝けるということではなくて、あらゆる世代が成長して輝くということが大事、それを実現するまち、成長して輝くことができる、そういったまちを実現していきましょう、という趣旨ですので、ここはまちが輝くのではなくて、人が輝くものです。第2項についてもやはり人が輝くということで、今回の中間答申の際には整理をさせていただきました。その「世代」の受け取り方ですが、事務局としては特に世代を区切るという意図はなく、委員からご指摘のあった色々な方々を含めての世代という意味を込めた言葉として使っております。

○委員

同じところですが、私はこの3ページの、「外国人や特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒」という項目について、「外国人」と「特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒」を一緒にすることに少し違和感があります。外国人は外国人、特別な教育的配慮を必要とする児童・生徒は別扱い、それぞれの項目で扱ったほうが良いと思います。実際に外国人の方々を中学でよく見っていますが、教育長に聞いたところ、外国人が言語も分からないで中学に入ってくるそうです。そのときにずっと言葉が分からないで授業に出ているわけです。それで英語教育を先に実施してほしいということを要請して、配慮していただいている経緯があります。そもそもこの「特別な教育的配慮を必要とする」というのは、障害を想定しているのでしょうか。何を前提としているのか、教えていただければと思います。

それからもう1つは、いじめの対象になる方々は、また別の項目で扱うべき大きな項目だと思うので、ここ3つは全部分けたほうがよいのではないかと僕は思います。

○事務局

こちらの施策につきましては、幾つかの取り組みを包含してこのタイトル、児童・生徒の状況に応じた支援の充実、という施策にしております。その中の主な取り組みの中で、外国人の児童・生徒への対応や特別な支援、教育的配慮を要する特別支援教育の対象の児童・生徒、それから先ほどの外国人の日本語の問題を抱えている児童・生徒さんの問題の対応、あるいは教育相談、いじめ防止の対策の推進などといった取り組みを含めて、1つの施策として、児童・生徒の状況に応じた支援の充実にまとめて今回は整理させていただいたものです。

○委員

あえて支援といった言葉を避けたのですか。特別的な、教育的配慮というのは、支援学級のことを指しているのですか。

○事務局

教育的配慮を要するという際に、発達に課題があるお子さんや障害のあるお子さんなど、色々な配慮が必要なお子さんがいらっしゃると思いますので、そういったことを含めて特別な教育的配慮、という文言にさせていただいたところです。

○委員

その辺はもう少し丁寧にやっていただきたいと思います。

○委員

先ほど委員のほうからもお話がありましたが、3ページで、例えば不登校や引きこもり、そういったものもいじめに含まれているという解釈でよいのかどうかということをまず聞

きたいです。

○事務局

不登校や引きこもりの児童・生徒さんというか、引きこもり、不登校の方、やはりそういう方も配慮を要するお子さんだと思いますので、そういった意味ではこちらの、配慮を要する、という中に入っているということです。

○委員

3ページに関して3点あります。

まず1点目ですが、「変化の激しい社会に対応し、創造性豊かにたくましく生きる力を身に付けられる教育」という観点が今の案にあまり強く反映されてないと感じています。恐らく2つ目の丸が該当するのかなと思います。審議会の中で、資料3の1の2ページを見返してみると、主な意見として、「主体的に生きる力を身に付けられる、子供の長所をできるだけ伸ばす教育が必要」という意見が出ていましたので、そうした文言を少し入れるということをご検討いただけないかと考えています。もう少し前向きという表現が適切ではないかもしれませんが、そういうスタンスにできないかなと思っています。

それから1番下の、「教育環境の整備」の中の後半の「情報通信技術を活用した教育環境の整備」というところですが、恐らくこれは手段であって、目的としては情報通信技術を活用できるスキルを身に付けるために必要な環境を整備することなのだろうと思っています。先ほどのパブリックコメントにもあったように、それが恐らく、AIやロボットなどの影響を受けた社会に対応していく力になっていくと思っていますので、そこもICTを活用した環境の整備だけで終わるのではなく、スキル向上につながるような方向性にできないかと思っています。

それから3点目ですが、これは単純な疑問ですが、1番上の、「就学前教育の推進」の1番下の、「教育環境の整備」の中で読書に親しむことのできる環境について記載があります。確かに読書は重要だとは思いますが、いきなり細かいような気がしています。読書活動がなぜこの目的に沿うのかがよく分からないですし、そういったところで文言を入れるのであれば丁寧なかたちでの記載を検討いただければと考えています。

○委員

3ページの、「状況に応じた支援」のところで、先ほど不登校の話が出ていました。学校教育をやっている立場からいうと、今不登校という概念が変わってきています。不登校が問題であるという概念が今ほぼありません。少し申し上げると、ご存じのように教育機会確保法が平成28年にできてから、不登校は問題ではない、むしろ不登校の子供が、学校に行けない子供がいるということ自体が、学校環境や仕組み、そういうことが問題なのだという指

摘があるわけです。そういった意味では、ここの文言にあるように、特に不登校がここに入っていないのは、ある意味では当然のことかと理解をしています。何が言いたいかというと、「特別な配慮を要する」という中には、不登校は入らず、別な観点であるというように理解していただければありがたいと思いますし、不登校の子供は問題の子供だという発想というのは、今は法的にもされない、学校教育的にもしていないというように理解していただくとありがたいと思っています。

○会長

基本目標の1を議論いただいているわけですがけれども、いろいろご指摘いただくことが多々あると思いますので、それぞれ委員の皆さま方でお気付きの点は、後日でも事務局のほうにお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは基本目標の2に移りたいと思います。

○事務局

—事務局より配布資料3-2「施策の方向性案」の基本目標2について説明—

○会長

基本目標2、いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現、ということで、健康分野、福祉分野に分けて施策の方向性を示していただきましたが、いかがでしょうか。

○委員

簡単に1つだけ。福祉分野について、例えば特養やグループホームなど、高齢や障害に対するハード整備の部分が触れられていないという印象です。その辺はどうなのでしょう。

○事務局

施設的な部分ですが、7ページの1つ目の丸の、「高齢者が安心して地域で暮らし続けられる環境づくり」の中で、高齢者向けの施設サービスの取り組みは想定をさせていただいています。主な取り組みの記載内容につきましては、ご指摘の内容も含めて引き続き検討してまいります。

○会長

基本目標1では、環境と施設の側面が明確に出ていて、こちらではそれを包含して環境という意味でお使いになっているので、そういう疑問が出たと思います。整理をよろしく願います。

○委員

福祉分野ですが、地域と連携していることや、先ほどご説明があった、「地域福祉の支援体制の充実」というように、「地域」という言葉が出ているのに、「地域包括ケアシステム」という文言が出ていないので、これを入れていただきたいと思いました。

それから老老介護についての情報の体制を今後どうしていくのか、というのも入れてほしいと思いました。

○事務局

まず地域包括ケアシステムにつきましては、項番2の最初の丸印の、「地域福祉の支援体制の充実」の中に含まれているというように考えています。それから老老介護につきましても、直接こちらの中では特に文言等は示していませんが、やはり高齢者が安心して地域で暮らし続けられる環境づくりといったところで捉えていく必要があるかなと考えています。

○委員

7ページですが、2つ目の丸、「障害者の地域生活を支える環境づくり」で、最初に障害者の移動支援が出てくるのですが、どうしてここで移動支援だけを特出したのでしょうか。この後の、医療的ケアを必要とするということは、確かに現在大きな話題になっていて、要望の中で大きいものになっているのですが、移動支援だけが大きく遅れているとも思いません。

それからその次の「自立と社会参加の促進」についても、最初に「就労支援の充実」と出てくるのですが、就労が自立というのはかなり前の概念で、就労にも色々な形態があると思います。全くそういう知識がない方の就労支援というと、企業就労というものを思い浮かべると思うので、ここは妥当ではないのではないかと思います。

それから、「地域と連携して」という表現が出てくるのですが、これまでの審議の中で、医療・福祉の連携がかなり重要だというのが話されてきていると思います。ですので、それがどこかに表現として表れてこないものかと思います。

○会長

最初の2点については、ぜひご検討いただければと思います。3点目の、地域と連携、だけではなくて、他の分野との連携ということになるでしょうか。その辺についてはいかがでしょうか。

○事務局

福祉につきましては、項番2の最初の丸印のところ、地域包括ケアのことについて包含をしているとご説明をさせていただいたところですので、医療・福祉の連携についても、この体制づくりの中で検討していくといいますか、それを含めて考えていかなければいけない部分だろうと思っていますところでは。

○委員

まず地域包括ケアというのが項番2の丸一つ目の「地域福祉の支援体制の充実」に入っているとしたら、それは大きな間違いであって、地域包括ケアというのは福祉だけでも医療だけでもなくて、その中には住まいも入っているし、リハビリテーションも入っているし、介護も入っているし、予防も入っているので、全部ここに網羅されることです。ですので、ここに入れるべきものではないということがまず1つです。

「地域福祉の支援体制の充実」の中で、「高齢者の総合的な相談支援体制」というのは分かるのですが、次の「障害者に対する相談、緊急時の受け入れをはじめとする機能を備えた地域生活支援拠点」というのが分からないので、これを教えてほしいと思います。

また、6ページの1番上の、「安心できる地域医療体制の充実」において、在宅医療のことを書いています。在宅医療を書くのであれば、7ページ目の1番上と合体すべきことであ

ろうと思います。

それから6ページの1番上の丸1つ目の、「かかりつけ医の定着促進」、これも分かりません。地域医療体制の充実というのは、何も在宅医療だけではないので、ここと高齢者の7ページの1番上との合体とか分離をしたほうがよいのではないかと思います。

それから7ページ目の丸3つ目、「障害者の自立と社会参加の促進」のところに、「障害の有無にかかわらず文化やスポーツに親しめる環境の整備」とあるのですが、先ほどの4ページ、生涯学習の3つ目の丸、4つ目の丸のところに、「障害の有無にかかわらず子供から高齢者まで誰もがスポーツに取り組む」とあるのですが、この辺も重なっているということと、7ページには文化やスポーツとなって、4ページの生涯学習にはスポーツはあるのですが文化のことには触れられていないなど、その辺も考えていったほうがよいのかと思います。

○会長

ぜひご指摘を受けて、見直しをいただける部分は見直していただければと思います。

○委員

切り出し方で、基本目標の1において、「外国人」と、「特別な教育的配慮を必要とする児童」、「いじめの問題」、これを包含すると誤解を招きます。これは全ての分野でそうです。だから何を切り出すか、例えば基本目標に向けて施策の方向性は何を重点的にやるかという切り出し方で相当な異論が出てきます。ですから、ここでまとめるというのは大変なのかと言いつつ、少し意見だけ言わせていただきます。

基本的に今回の基本構想というのは、前回よりも良いと思います。特に平和というのが入っているのが、これは全ての基礎ですから、最高に良いと思います。ただ、この長期総合計画になっていくと各論になるということと、もう1つは、前回の長期総合計画とどうしても比べてしまいます。比べたときに、後退していないかという見方をしてしまいます。そうしたときに、後退しかねないと思っているのが、障害者と高齢者の住まいの問題です。今の長期総合計画では、住まいの問題は「福祉」の分野としてきちんと入れてあります。今回は「まちづくり」のほうに入れてしまって、高齢者や障害者の住まいという問題を福祉の分野に入れていません。私はこの辺が後退しないかという懸念があります。色々な施策でフォローすればいいという考えもあるかもしれませんが、そのように思います。

小委員会でも、「高齢者が年を取ってずっと台東区に住み続けられるのか」という議論になりました。私もその時に、「台東区はそうになっていない」と言いました。この1か月間、81歳の高齢者の家探しをずっと一緒に付き添っていますけれども、見つかりません。高齢福祉施策も住宅施策も全部活用しました。しかし81歳のお年寄りには地域に住むことができません。賃貸の物件を借りることもできません。この方は元気だから住まいさがしの問題がありますが、台東区内では、介護ができずに都外に出て、都外のサービス付き高齢者住宅に入所している方は、この3年間で701人、821人、857人と増えています。約20パーセン

トの伸び率です。長く住んだまちに住み続けられないというのが台東区の現状です。そういう点では、やはり高齢者の住まいは、まちづくりの住宅施策ではなく、きちんと福祉施策の中に入れるべきです。先ほど委員からありましたが、障害者の方の地域での住まい、どんな重度な障害があったとしてもアパートで一人暮らしができるか、こういう課題に台東区政がどう向き合うかということだと思います。そういう点ではやはり移動支援から始まるのではなく、そういうところではないかと思います。そうなれば、住まいの問題というのは全ての福祉の基礎として、これはここに明確に掲げる必要があると思います。全体として基本構想は良いのですが、今の長期計画よりも後退してしまうのではないかという不安を申し上げます。

○会長

高齢者、障害者の住まいの問題を、この基本目標2のところでは扱うのかどうかというご指摘を受けているわけですが、その辺について、事務局のお考えはいかがでしょうか。

○事務局

現在の案は事務局でこれまでの皆さまのご意見等を踏まえ、新しい基本構想に沿って施策の方向性として出させていただいたものです。住まいの関係についてもご議論があったのは私も当然覚えていますけれども、今回事務局のほうの整理としては、住まいの問題についてはまちづくりのほうの住宅施策にまとめさせていただいたということです。今のご意見、先ほどの障害者の部分のご意見等も含めて、またその辺については整理をさせていただきたいと思います。

○委員

5ページの最初の丸の「地域での健康づくりの推進」、2行目に「リーダーの育成」とあります。もちろんリーダーの育成は大切なのですが、それと同時に健康づくりをする場所づくりも必要だと思います。人だけを育てても場所がないと、それを地域の住民の方の健康づくりにはつながっていかないと思います。実際に私の町会では、場所と人がうまくあって、通いの場づくりを2年ばかりやっていますけれども、他の地域では、ほとんどの町会で場所がない状況です。ですから、ここはリーダーの育成とともに場所もつくっていただきたいです。そうすれば地域における健康づくりが推進できるのではないかと思います。

○事務局

今のご意見は、今後の施策を検討するにあたっては参考にさせていただければと思います。

○委員

5ページの2つ目の丸「食育の推進」ですが、こちらはとても大切なことだと私も思っています。先日中学校で給食試食会がありまして、そちらに行ったときに、「食べる力」＝「生きる力」ということで、食べることが生きるためには1番大切だという話を聞いてきました。しかし、実際の給食の食べる時間を聞いたら、10分だそうです。学力も大切だと思うのですが、小中学校での給食時間についてももしっかり考えていただきたいと思います。

それから7ページの最後の「生活保護受給者」の件ですが、私は住まいが北部のほうで、多分全国的にも路上生活者が1番多いといわれている地域に住んでいます。10年前20年前を思い返すと、確かにアーケードがなくなったり、道路が明るくなったりして、路上で寝ている方は少なくなっています。しかし、生活保護受給者がしっかりそのお金を持って、社会復帰をしようとしているのか、というところを疑問に思っています。多分、復帰をしようとしている人はかなり少ないと思います。こちらは区のほうではどう思われているのかを聞きたいです。私はコンビニで働いているのですが、生活保護受給者が、お金をもらったその日、次の日ぐらいは、お酒がとても売れるのです。何十年前からこのような話は出ていますが、多分20年後もたいして変わらないのではないのかと思っています。実際にどのくらい社会復帰はしているものなのでしょうか。

○事務局

申し訳ありません。個別の細かい数字までは正直私のほうでも把握をしきれていませんので、今この場ではお答えはできないのですが、区としてはそうした生活保護受給者、生活困窮者に対して、自立するための支援をしっかりやっていくことは必要だということで、現在の長期総合計画の中でも施策としてはしっかり取り組んでいます。

○会長

はい、ありがとうございます。それでは次の基本目標3です。活力にあふれ多彩な魅力が輝くまちの実現、ということで、ご説明をお願いします。

○事務局

一事務局より配布資料3-1「施策の方向性の考え方について」、配布資料3-2「施策の方向性案」の基本目標3について説明—

○会長

基本目標3について何かご意見がありますでしょうか。

○委員

簡単に2点お話しさせていただきます。9ページの産業分野です。そこで、区内事業者の減少が台東区は続いていて、その区内事業者を増やしていくために、事業者の活力をより活発化させていく、とこの中に書いてあります。その課題の中で、今ある地場産業や伝統工芸産業をしっかりとアピールし、区内事業者を活性化していくということはとても大事なことだと思っています。しかし、審議会の中でも言ったのですが、それだけではなく、やはり10年を見据えた長期総合計画の展開の中には、新たな産業や事業などを行う企業を誘致していくことも力を入れていかなければいけないと思います。それがこの中では、「区内での創業・起業」、という言葉になってしまっているのかもしれないですが、やはり大事だと思うので検討していただきたいということが1点です。

もう1点は、9ページの最初の丸、「産業を支える人材の確保・育成」において、「働きやすい職場環境の整備などを推進していくことも必要です」と書いてあるのですが、子育てや介護などとの環境の中で「ワーク・ライフ・バランス」がとても重要です。後ろの「区政運営の推進」の「いきいきと働ける環境づくり」の中で、「ワーク・ライフ・バランスの促進など」と、区の職員に対しては書いてあるので、やはり区内の産業・経済を活性化していく意味でも、その辺の概念というのは10年を目指す長計であるならば、しっかりと捉えてやってほしいと思います。

○委員

8ページの1の文化と10ページの3の観光についてです。文化の最初が、「文化情報の発信」で、観光の最初が、「戦略的なプロモーションの展開」なのですけれども、書いてあること自体は悪くないのですが、順序として「魅力をつくってからそれを発信する」、「魅力をつくってからプロモーションする」というほうが自然なのではないかと思います。内容は良いと思いますので、順番を考えていただければと思います。

○委員

まず観光ですが、ただ今のご意見に賛成で、私もそう申し上げようと思っていました。プロモーションというのは販売促進ということで、「もっとお客に来てほしい」ということだと思うのですが、台東区はそういう意味では都内でも勝ち組だと思います。審議会の中の意

見でも、観光は量から質への転換が必要だという意見がありまして、お客が多いときに質を求め方向へ行く必要があると思います。この「プロモーションの展開」は、もう少し下のほうに記載して、やはり質を高めるにはどうしたら良いのかということを書く必要があるかと思っています。

それから、それぞれのところに「産業・観光・文化の連携が必要だ」と書いてあるのですが、どのように連携をするのが問題です。もう少し書けないかと思っています。特に文化は非常に広くて、観光に関係する文化というとお祭りや花火大会もありますし、イベント、芸術、音楽もあるし、動物園も文化なのかと思います。芸能や工芸など皆かかわっているのですが、文化とあっさり書いてあるところには、そういうところまで含めてあるのかと疑問を感じました。基本的に、台東区の観光というのは文化観光ですので、これを切り離すことすら本当は難しいのかと思いますが、その辺りをもう少し関連付けて、良い循環が生まれるようなかたちで書いていただけたらと思います。そういう意味では、「文化情報の発信」は下げたほうが良いと思いますし、「もっとクリエイティブな次の時代の文化をつくっていく」という施策がどこかにもっと書かれるべきかと思っています。「文化を創造する人材の支援、育成」という施策がありますが、人だけではなく、例えば国際的な人が交流する会議場、展示場、ホール、あるいは国際会議のようなものを誘致するための、ユニークベニューなど、少しクリエイティブな「創造都市」という概念を含んだ書き方をしていただけると良いかと思いました。

○委員

私、先ほど質問して、「など」ということの意味をお尋ねしたのですが、全ての文章に、「など」が入っています。これは紙面の都合など、色々な事情がおありでしょうけれども、ものによっては、「など」ではなく、具体的に表現をする必要があるのではないかと思います。例えば、今お話のあった文化についても、この基本目標3のところ、まず「どういうことを文化と言っているのか」ということを定義付けた上でお話をされれば、他は「など」であってもそれほど違和感はありませんが、全部1つずつが、他にも機会や環境などの言葉で全てを解決しようとするような文章が大変多い気がします。そのため、どれも皆同じ文章のように見えてしまうことが私は大変気になります。

文化の3つ目の丸で、「台東区の歴史や文化を学ぶ機会を提供し」という文言があります。歴史や文化を学ぶというのは、機会があるから学ぶのではなくて、学ぶ意欲があるから学ぶのであって、これを言うならば、「文化を学ぶ興味を持たせる機会を提供する」など、そのような書き方をしても良いのではないかと思います。

我々は観光のことをやっていますが、観光の目的はやはり来ていただいた人に気持ち良くお金を落としていただくことです。「ボランティアを」と強調するならば、その辺を逆にして、ボランティアはむしろ我々は全部ボランティアですから、これはむしろ、「など」で結構だと思います。

○会長

1点、産業のところ、既存の産業について触れているけれども、新しい産業が台東区で生まれていかないと先細りだ、というご指摘があるわけで、この辺はぜひご検討いただければと思います。

○委員

やはり台東区といえば文化が顔になってくると思いますが、文化のところは量として少ないと感じました。「文化情報の発信」も、他の区にはない区ならではのものが台東区はたくさんあると思いますので、例えば、「区の文化の魅力を」ではなく、「区ならではの」など強調していただきたいです。前の議論の中でも、新しい文化と古い文化が融合しているというのが台東区らしさだと思いますので、そういった文言もぜひ入れていただけたらと思います。「区ならではの魅力ある文化」や、「既にある台東区の文化を誇りとしながら」というような内容を表現していただけたら嬉しいと思います。

また、「文化を創造する人材の支援、育成」のところ、区では、「モノマチ」というイベントがあり、台東区の南部のほうの地区の色々な工房の方やものづくりをされている方たちがそのエリアでワークショップなどのイベントをやっているのですが、それは台東区の顔として成功していると思うので、続けていってほしいです。今あるものでも十分成功している事例があると思うのと、小島のデザイナーズビレッジのようなかたちで、台東区でものを新しくつくって発信していきたいという、年齢を問わずあらゆる人たちがここに住んで魅力を発信していく、そのような地になっていけば良いと思います。蔵前や寿、浅草橋のところは、おしゃれなお店がたくさんできてきて、だいぶメディアでも取り上げられているので、ぜひ浅草上野エリア以外にも全体が盛り上がっていくようなかたちになれば良いと思います。

○副会長

9ページで先ほど委員がおっしゃっていましたが、ここで、ものづくりが書いてありますが、サービスを生み出すようなものは書かれていません。商店街の地元密着のものは書かれていますが、実際に台東区が強いのはそうではないと思います。日本中でここでしか買えない、ここに来れば何でもそろっている、B to C（企業が個人を対象として取引を行うこと）だけではなく B to B（企業が企業を対象として取引を行うこと）まで含めた非常に強力な流通の力があることなど、相対的に見てどうするのか、将来に向けてどうするのか、もう少し夢を語ってもよいという感じがします。

○委員

観光について、ガイドブックは世界中にあるわけですが、このガイドブックの精査を戦略

的にやっているのかが少し疑問です。台東区に来る観光客は何を希望して来ているのか、ニーズを把握するということの戦略的なやり方をもっとやるべきではないかと思います。これを行政がやるのか民間がやるのか分かりませんが、観光客はそのガイドブックを持って来るわけです。それを知らない観光事業者が多すぎます。

○会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。それでは基本目標の4です。誰もが誇りや憧れを抱く安全安心で快適なまちの実現、です。

○事務局

一事務局より配布資料3-1「施策の方向性の考え方について」、配布資料3-2「施策の方向性案」の基本目標4について説明—

○会長

いかがでしょうか。

○委員

基本目標4全体に関わることもかもしれませんが、アーバンリニューアル（都市更新）と言ったほうが良いのか、それとも「既存の市街地の再整備」といったほうが良いのか分かりませんが、今まちづくりに関しては、区でもとても積極的に展開しようとしています。この全体の施策の方向性を読んでいて、どうもその辺が読み取れない気がします。都市更新は、ユニバーサルデザインや防災まちづくりなどにおいて、とても有意義な手法論だと思っているのですが、それは手段であって目的ではありません。なので、なかなかここでは書ききれないのかもしれませんが、ただ、そのものを書かなくても、もう少しその辺が読み取れるような表現がどこかあっても良いのではないかと考えていますので、その辺も少し検討していただきたいです。

○委員

12 ページに関してですが、既に書き込まれているこの表現の中に含まれているのかもしれませんが、4つ目の丸について要望です。私の本業がサイバーセキュリティーの関係なので、防犯といったときに、最近はサイバー上で色々な犯罪をしてしまうこともありますので、そういった観点での防犯も含めてほしいと思っています。特にサイバーセキュリティーの関係であると、子供たちの被害が非常に増えています。SNSなどを親が知らない間に使ってしまうと、そこでの被害も増えていますので、既にやっつけているとは思いますが、消費者教育に加えて子供たちへのサイバーセキュリティーの観点での教育を明記していただくと良いかと思えます。

それから、上から3つ目の、「避難者・帰宅困難者対策」の中に対策が3つ書かれていて、1つ目と3つ目はタイトルと合っているような気がしますが、2つ目の、「災害発生後の速やかな生活復興に向けた対策」というのが、避難者・帰宅困難者対策というよりも少し時間軸が長いように見えるので、ここを分けるなどご検討いただけないかと思っています。

○委員

ここで意見ということとは違うかもしれませんが、実は帰宅困難者の訓練を毎年観光連盟それぞれでやっています。それに対して今年から区の援助を多少いただくようになりま

した。帰宅困難者訓練の場合、浅草寺の本堂裏に自衛隊、警察、消防など皆集まって、まちを挙げて大変大規模な災害訓練をしています。上野でも、浅草橋でも谷中でも皆さんやっていらっしゃるので、その支援をこれからもぜひお願いしたいと思っています。

○委員

13 ページの環境分野ですが、「地球環境に優しい社会への転換を進めること」と、「区内の自然を次世代へ継承する」という目標があるので、低炭素、ごみの発生等々の環境に関することだけではなく、その下にある緑や花などというニュアンスをまちづくりに生かすと同時に、やはりこの部分では、「持続可能」というキーワードが必要ではないかと思えます。産業など他の分野でも、持続的な企業の発展という言葉が出ていますので、環境分野でも入れていただければありがたいです。

○副会長

「交通ネットワーク」、あるいは「ユニバーサルデザイン」ですが、普通は自動車に過度に頼らず「歩けるまちづくり」をして、その多様な展開によって、例えば、健康にもなるし、交通的にもよい、そのために公共交通ネットワークや自転車などを整備していくという、総合的なウォークアブルネイバーフッド(walkable neighborhood)のところから始まって全体的に、総合的に考えていく、そこでそこは持続可能性や様々なことに関係しているというのが大体今の風潮なので、そのくらい書いても良いのかという感じがします。

防災のところですが、ここはなかなか悩ましいですけれども、とにかく色々なことをやらなければいけないので入れてあります。先ほど委員がおっしゃったのは本当にそのとおりで、整理が必要となっています。例えば2番目の丸なども、大規模な水害への対策、というのは防災まちづくりの話です。1番目はハードウェアで、2番目がソフトや地域になっていて、3番目は観光客についても書くべきかと思いますが、特に台東区には重要な内容が記載されています。そのこのところの構造化をなるべくやらないと、なかなか分かりにくいと思えます。例えば2番目でいうと、「家庭や地域」といいながら家庭のことは実は書いていません。そうなってくると、家庭でやる、地域でやる、そして区がやる、最後は災害本部設置機能という区がやるのが書いてあります。自助、共助、公助という最近の枠組みときちんと対応したキーワードが施策上皆書かれているけれども、それが全体的に整理して見せるような視点をここで入れてあげないといけないと思えます。どうしても防災の話は大事だから書き込むけれども、キーワードがたくさん山のように書かれてしまって、全部ばらばらに行われている印象を与えてしまうので、ここは相当書き方を整理して、区としての見識を思いきって示したほうがよいと思えます。

○委員

この基本構想が、「世界に輝くひと、まち、たいとう」ですから、人が輝くのであって、

まちが輝くのではない、先ほど課長が言ったとおりですので、そういう点では、人が輝いているまちだからまちも輝くということであれば、この11ページのこのまちづくりのところは、「コミュニティーをきちんと形成していくまち」を基本に据えるべきだと思います。先ほど商店街のところでは言いませんでしたけれども、近隣の商店街は本当にひどいものです。おかず横丁は2つ目の大きな高層マンションができ始めています。佐竹商店街は3つ目の10数階建てマンションができ始めて、千束通りは7つあります。商店街は完全に途切れてしまっています。前区長も現区長も「商店街は何なのか」と質問すれば、「コミュニティーの大事な核なのだ」と言うわけですが、それは全く誤解しています。市場原理に任せておいて良いのかという点では、この間民泊やあるいは旅館業法の改正など、規制をきちんと区条例で決めているわけです。そういう点では、商店街に面しているところにマンションを建てるのであれば、1階は必ず商店をつくるなど、そのような施策の展開は絶対に必要だと思います。マンションのデベロッパーが本当にひどいと私は思っています。平気で今までの生活通路を、自分の土地だということでもんもん増やしています。裏路地のおかずを持ち寄る文化が全くなくなってしまふ、そういう下町になり始めています。その辺のコミュニティーを考えなければ、商店街もそうですけれども、本当にこの下町は崩壊してしまうと思います。それが福祉や子育てにもつながっていく、人が輝くまちということであって、まちづくりはそのために、人を輝かせるためにあると思っていますので、その辺はぜひ何かしらの角度で入れていただきたいと思っています。

○会長

ぜひご検討いただければと思います。それで、残されたのは、多様な主体と連携した区政運営の推進、ということ事務局のほうでご説明いただけますか。

○事務局

—事務局より配布資料3-1「施策の方向性の考え方について」、配布資料3-2「施策の方向性案」の多様な主体と連携した区政運営の推進について説明—

○会長

いかがでしょうか。

○委員

「区有施設の総合的・計画的な管理と区有地の活用」というところで、維持・保全・適正化があります。今保育園がつかれなかったり、障害者施設もなかなか場所が見つからなかったり、それ以外でも区有施設の必要があるけれども、場所が見つけれないということもあります。国の制度変更や新たな行政需要などもあって、おそらく今後も必要な施設は増えていくのだらうと思います。ただ、現状の区有施設は限られていて、だからといってどんどん土地を買って施設をつくっていくというわけにもなかなかいきません。そうなってくると、やはり時代に合ったものに集約していかざるを得ない部分もあるかと思います。今台東区では保全計画をつくって老朽化対策をやっていますが、その大規模改修をするなり、改築をするなりしたときには、施設の在り方をしっかりやっつけていかなければいけないと思います。

保全計画をつくったときに、2つの基本方針をたてているのですが、二つ目の「中長期的視点からの施設の再編」、簡単にいえばファシリティーマネジメントだと思いますが、その辺がまだ決めきれていないところがあります。これはなかなか簡単にできるものではないので、やはり長期総合計画の中でしっかりとその辺を考えていただいて、検討を始めていかなければいけないと思っています。「最適化」という言葉に含まれていると思いますが、ただこのさくっとした書き方で良いのかという疑問もあるので、その辺はしっかり考えていただきたい、これは要望だけで結構です。

○委員

10年後20年後というのは、子供たちの成長が区を支えると思いますので、子供の教育、あるいは子供が学ぶ、そういった視点を1の人権のところか、多様性のところなどにいれてもらいたいです。そういう子供、あるいは区民が学ぶという視点が欠けているように思います。区民が学び、自らいきいきして台東区を支えていくという視点を区政運営の中に入れていただけるとありがたいと思います。

○委員

15ページの3の、「国内外の都市・地域との連携」のところですけども、ここは何のために連携するのかというのが全く書かれていません。基本構想案のところ、災害対策とい

う遠隔地との災害時の援助協定の話もありますし、場合によっては近隣の区とのまちづくりの上での連携や観光での連携というものが有り得るところだと思います。そこはもう少し具体性を持って書かれてもよいのではないかというのが1つです。

もう1点は、「情報通信技術を活用した業務の改善」がありまして、これは区政の業務というか、内部管理的な視点での部分かもしれないですけども、恐らく今後区民サービスといいますか申請、手続きや各種証明書の交付等、全て電子化される、あるいはAIを含めて今実証実験を行っている自治体もありますので、場合によってはこういった区民サービスの面でのAIなり情報技術の活用という面も具体的な方向性としては有り得るのかと思っています。ただ、文言修正して盛り込むというところまで熟していないかもしれないので、ご検討いただければと思います。

○委員

多文化のほうで1点お願いしたいことがあります。上から3番目の、「多文化共生の推進」についてです。私も区に住んでいる外国人の家庭の支援をさせていただいていますが、間違いなくこういった外国籍の方がだんだん増えてくるという状況の中で、外国人と日本人との異文化理解でとどまるというのは共生につながらないので、ぜひ異文化理解と協働の機会の推進をお願いしたいと思います。協働というのは、下にも出てきてしまうので、別な表現でも構わないのですが、お互い異文化を理解したところで終わるのではなく、協力しあいながらまちづくりに参加したり働いたりという、そういった機会をぜひ増やしていただきたいと思います。

○副会長

先ほど委員がご指摘されたことはそのとおりで、15ページの1番下の「区有施設の総合的・計画的な管理」の部分、さらに言ってしまうと、本来維持・保全・適正化というのは同列で論じる話ではなくて、適正化があって維持、保全の方針が決まります。「インフラ施設の維持・更新」と書いてありますが、「更新しなくてもよい、この歩道橋はやめてしましましょう」というのも良いわけです。本当は先にどう活用するかという将来的なビジョン、例えば「これは当面活用しないかもしれないけれども、これは資産として非常に潜在的な価値があるからやりましょう」などという、そういう判断があって初めて維持する、保全する、撤去する、色々と手段が出てくるわけです。本来は戦略を立てるということを主軸で考えるということを長期的な計画では論じるほうが良いと思います。個別の施設についても、先ほど例えば現行のためのさまざまなイベント、施設がないというお話がありましたが、それはつくらなければいけません。でも、それは区がつくらなければいけないのか、借りればよいのか、空き家があるのであればそれを改修すればよいのではないのか、など柔軟なことを考えるのが適正化という言葉になります。そちらのほうが大事で、他は消してしまってもよいのかもしれない。

○委員

15 ページの 4、「持続可能な行財政運営に向けて」ということで 3 つあって、そのうちの 1 つに、「いきいきと働ける環境づくり」が記載されています。書いてあること自体は良いことが書いてあるのですが、ここだけ読むと行財政運営ではなく、全ての職場にあてはまることかという感じがしてしまいます。行政組織が持っている課題というものがあると思います。どう直したら良いというところまで出てこないのですが、行政の組織文化というものが他の職場と比べて窮屈な部分というか、働きづらさをつくっている部分があると思いますので、人事管理や人材育成、働き方改革という業務的な施策だけではなく、行政の組織文化自体を変えていくというような記載が 1 つあると、行財政が良くなり、その結果として運営が良くなるというところにつながると思います。表現が出ないのですが、組織文化の改革に関わることを何か加えていただく必要があるかと思いました。

○委員

先ほど委員がおっしゃっていた情報通信技術を活用した業務の改善のところでは、ここで気を付けなければいけないと思うのは、今ある業務をそのまま電子化というか、ICT 技術を入れるだけではあまり効果がないので、そこについては業務のやり方そのものから見直して効率化を図ることをやっていかなければ意味がありません。もし必要であれば、そのような表現を入れていただければと思いました。

○会長

はい、ありがとうございました。大変多様なご意見を頂戴し、またそれを取りまとめて次回の審議会にご提示いただけるかと思えます。まだまだご指摘いただけなかった部分は事務局からシートが送られてくるようですので、ご意見を頂戴したいと思います。それぞれの基本目標の各分野は切り離して考えられないものをどう施策の方向性としてまとめていくかということがありますので、問題等々あるかと思えますけれども、ぜひ次回までにご提示いただければと思います。

5. その他

○会長

それでは議題の 2 のその他ということになっていますけれども、いかがでしょうか。

○事務局

—事務局より次回審議会について説明—

6. 閉会

○会長

ありがとうございました。次回の 11 回審議会が実質的な最後の審議会になるわけです。今回様々なお指摘をいただいておりますが、次回もまた事前配布いただけると思います。午後 2 時からということで業務もあろうかと思っておりますから、もしご欠席される方は、ぜひ修正案についてのコメントを頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

これで第 10 回の審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

(午後 9 時 10 分 閉会)